三　租税条約等実施特例省令第二条第一項に規定する相手国居住者等配当等又は租税条約等実施特例省令第二条の二第一項に規定する株主等配当等につきこれらの規定に規定する所得税法又は租税特別措置法の規定により徴収された所得税に係る防衛特別所得税について租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受けようとする場合における租税条約等実施特例省令第二条第八項又は第二条の二第七項の規定により還付を請求することができる防衛特別所得税の額は、当該所得税に係る防衛特別所得税の額とする。

四　租税条約等実施特例省令第十三条の二第一項に規定する一般利子等につきその支払の際に課される相手国等（租税条約等実施特例省令第一条第三号に規定する相手国等をいう。以下この号において同じ。）の租税条約等実施特例省令第一条第八号に規定する租税の額（同条第九号に規定するみなし外国税額を含む。以下この号において「相手国等の租税の額」という。）がある場合（当該相手国等の租税の額が当該一般利子等につき所得税法第百八十一条第一項及び第百八十二条の規定により徴収された所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額を超える場合に限る。）において当該相手国等の租税の額を控除する旨を定める当該相手国等との間の租税条約の規定による防衛特別所得税の還付を受けようとするときは租税条約等実施特例省令第十三条の二の規定の適用があるものとし、防衛特別所得税又は所得税に係る同条第一項の規定による還付請求書の提出又は同条第二項の規定による還付は併せて行わなければならないものとする。この場合において、同条第一項中「書類を」とあるのは「書類（防衛特別所得税に係る還付請求書にあつては、第九号に掲げる書類）を」と、同条第二項中「所得税の額を」とあるのは「所得税の額並びに当該所得税の額に係る防衛特別所得税の額の合計額を」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額（当該所得税の額に係る復興特別所得税の額に相当する金額を除く。）」と、「第九十五条」とあるのは「第九十五条並びに我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第五条の十一第一項及び第三項」と、「同条」とあるのは「所得税法第九十五条」と、同条第三項中「が前二項」とあるのは「が前二項（復興特別所得税に関する省令（平成二十四年財務省令第六号）第八条第四項第四号の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）」と、「所得税の額」とあるのは「所得税の額及び防衛特別所得税の額の合計額」と、「ときは」とあるのは「ときは、同令第八条第四項第四号の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず」と、同項第五号中「所得税」とあるのは「所得税、復興特別所得税及び防衛特別所得税」と、同条第四項中「所得税の額」とあるのは「所得税の額、復興特別所得税の額及び防衛特別所得税の額の合計額」とする。

五　防衛特別所得税に相当する国税の還付金又は過誤納金について国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算する場合には、租税条約等実施特例省令第十五条の規定の適用があるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和九年一月一日から施行する。

（防衛特別所得税に係る所得税法施行規則等の適用の特例に関する経過措置）

2　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第一項において準用する租税条約等実施特例省令第二条第一項、第十項、第十一項及び第十三項、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第二項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の二第一項、第九項、第十項及び第十二項、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第三項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の四第一項、第七項から第九項まで、第十一項及び第十二項、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第五項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の五第一項、第七項、第九項、第十項、第十二項及び第十三項、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第七項において準用する租税条約等実施特例省令第三条第一項から第三項まで並びに外国居住者等所得相互免除法施行規則第九条第一項において準用する租税条約等実施特例省令第四条第五項の規定（以下この項において「届出書等の提出等に関する規定」という。）による所得税の当該届出書等の提出等に関する規定に規定する届出書（当該届出書又は当該届出書につき提出された外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第一項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の二第二項前段（同条第十一項において準用する場合を含む。）、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第三項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の三第二項前段（同条第十項において準用する場合を含む。）、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第四項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の四第二項前段（同条第十項において準用する場合を含む。）及び外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第五項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の五第二項前段（同条第十一項において準用する場合を含む。）、書面、申請書若しくは書類（以下この項において「届出書等」という。）の提出又は通知事項（当該届出書等に関する規定により通知すべき事項（当該事項又は当該事項につき外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第一項において準用する租税条約等実施特例省令第二条第十四項、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第二項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の二第十三項、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第三項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の三第十三項、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第四項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の四第十三項及び外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第五項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の五第十四項の規定により通知すべき事項の通知後にこれらの規定による異動が生じていないものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の通知がされている場合において、施行日以後に支払を受ける外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第十五条第一項に規定する対象配当等その他対象国内源泉所得（同法第五条第一号に規定する所得税等の非課税等に関する規定に規定する国内源泉所得をいい、当該届出書等の提出等に関する規定に係るものに限る。）につき当該所得税等の非課税等に関する規定の適用を受けることができるときは、施行日において当該届出書等の提出等に関する規定による当該所得税に係る防衛特別所得税の届出書等の提出又は通知事項の通知がされたものとみなして、当該届出書等の提出等に関する規定を適用する。

3　施行日前に租税条約等実施特例省令第二条第一項、第十項、第十一項及び第十三項、第二条の二第一項、第九項、第十項及び第十二項、第二条の三第一項、第七項（租税条約等実施特例省令第九条の七第七項において準用する場合を含む。）、第八項、第九項、第十一項及び第十二項、第二条の四第一項、第七項（租税条約等実施特例省令第九条の八第七項において準用する場合を含む。）、第九項、第十一項及び第十二項、第二条の五第一項、第七項（租税条約等実施特例省令第九条の九第七項において準用する場合を含む。）、第六条第一項及び第二項、第九条第一項、第九条の五第一項、第七項及び第九項、第九条の六第一項、第七項、第九項及び第十三項、第九条の七第一項、第八項及び第十項、第九条の八第一項、第八項及び第十項並びに第九条の九第一項、第八項及び第十項の規定（以下この項において「届出書等の提出等に関する規定」という。）による所得税の当該届出書等の提出等に関する規定に規定する届出書（当該届出書又は当該届出書につき提出された租税条約等実施特例省令第二条第二項（同条第十二項並び